

目 次

令和4年3月3日（木曜日）	
議事日程（第1号）	
開議（午前9時30分）	
招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	3
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	13
委員長報告に対する質疑	16
（総務建設常任委員会）	16
（教育民生常任委員会）	17
休憩（午前10時25分）	17
再開（午前10時35分）	17
施政方針の説明	18
休憩（午前11時19分）	27
再開（午前11時25分）	28
議案の上程、提案理由の説明	28
（議案第1号～諮問第1号）	
休憩（午後0時25分）	43
再開（午後0時30分）	44
散会（午後0時59分）	50

令和4年3月4日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	5 2
提案理由に対する質疑 （議案第1号～議案第8号）	5 2
討論、採決 （議案第1号～議案第8号）	5 2
提案理由に対する質疑、採決 （同意第1号～諮問第1号）	5 6
令和4年度施政方針に対する質疑	5 8
提案理由に対する質疑（議案第9号～議案第31号）	7 2
委員会付託（議案第9号～議案第31号）	7 2
散会（午前10時30分）	7 3

令和4年3月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第14号

令和4年3月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月22日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和4年3月3日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和4年3月3日（木曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

開会前ではございますが、このたびのロシアのウクライナに対する行動によって犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立をお願いします。

黙とう。

（30秒間黙とう）

○議長（高橋正博君）

黙とうを終わります。

ご着席ください。

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、本議場は換気システムが作動しておりますが、約1時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

先ほど、議会広報特別委員長、濱野良一君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、表彰状および記念品の伝達を行います。

去る 2 月 14 日、第 73 回香川県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会会長から、議会の運営および地域の振興発展に顕著な功労があったとして、濱野良一議員が表彰を受けられました。

これより表彰状および記念品の伝達を行います。濱野良一君。

(濱野良一議員 登壇)

○議長（高橋正博君）

表彰状 香川県小豆郡土庄町議員 濱野良一殿。

あなたは、町村議会議員として議会の運営および地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和 4 年 2 月 8 日 全国町村議会議長会会長 南雲正 代読。

○議長（高橋正博君）

表彰を受けられました、濱野議員、誠におめでとうございます。皆さまとともに喜びを申し上げます。

以上で、表彰状ならびに記念品の伝達を終わります。

続きまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 4 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在の新型コロナウイルス感染症関連についてでございますが、いまだ新規感染者が高水準で推移しております。香川県においても、本日、期限の再延長を政府に要請する方針を固めております。

また、町内でも継続的に確認されており、わが町の感染対策方針については、ワクチン 3 回目の接種の推進を行っております。順次、接種券を発送しておりますので、議員の皆さまも接種に向けて促していただくようお願い申し上げます。また、豊島地区では集団接種を行い、終わっている状況でございます。

そのほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施を随時行っております。

本日提案の議案につきましては、令和 3 年度補正予算関係が 8 件、令和 4 年

度当初予算関係が 9 件、条例関係が 11 件、財産の処分についてが 1 件、人事案件 3 件、そのほか 2 件の合計 34 件でございます。新年度の施策の詳細につきましては、施政方針で述べさせていただきます。本定例会は、令和 4 年度の土庄町における基本方針をご審議いただく定例会でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る 2 月 22 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 2 月 22 日、9 時 30 分から委員会室におきまして、3 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、3 月 3 日から 3 月 16 日までの 14 日間とし、本会議の開催は本日と、4 日、16 日の 3 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に各委員長から閉会中の継続調査結果についてご報告をいただき、そのあと報告に対する質疑を行います。

続きまして、町長より令和 4 年度施政方針についての説明をいただき、次に執行部より、令和 3 年度補正予算、令和 4 年度当初予算、条例関係議案、人事案件の各議案を一括して提案、説明を受け、散会する予定でございます。

4 日の本会議では、初めに令和 3 年度補正予算に関する議案第 1 号から第 8 号までの質疑、討論、採決を行います。

次に、同意第 1 号および第 2 号、および諮問第 1 号の質疑、採決を行います。

その後、令和 4 年度施政方針に対する質疑。続いて、令和 4 年度当初予算および条例関係の議案第 9 号から第 31 号までの質疑を行います。

質疑が終わりますと、議案第 9 号から議案第 31 号までを各常任委員会へ付託して審査をお願いいたします。

3 月 16 日の本会議は、各常任委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対する質疑をお願いいたします。

続いて、一般質問を行います。一般質問の通告期限は、明日 4 日の正午となっております。質問は提出順にさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 9 号から議案第 31 号までの討論、採決をお願いいたします。

最後に、閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、3 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 3 月 16 日までの 14 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和4年3月3日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和4年3月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月3日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 4 令和4年度施政方針について
- 第 5 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第7号）
- 第 6 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第3号 令和3年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第4号 令和3年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第5号 令和3年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第6号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第7号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第8号 令和3年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第9号 令和4年度土庄町一般会計予算
- 第14 議案第10号 令和4年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 令和4年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 令和4年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 令和4年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 令和4年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 令和4年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 令和4年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第19号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第24 議案第20号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第21号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する
条例
- 第28 議案第24号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例

- 第 2 9 議案第 2 5 号 土庄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 0 議案第 2 6 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 1 議案第 2 7 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 2 議案第 2 8 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 2 9 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 3 4 議案第 3 0 号 字の区域の変更について
- 第 3 5 議案第 3 1 号 財産の処分について
- 第 3 6 同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 7 同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査等の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、9番 川本貴也君、10番 井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月3日から3月16日までの14日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの14日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

令和 2 年 2 月 10 日、2 月 24 日に閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、多少長くなりますが、その内容を報告いたします。

2 月 10 日の委員会では、初めに、総務課より 4 点説明がありました。

1 点目、庁舎建設事業については、やすらぎプラザ改修工事が完了した。主な工事内容は、外壁塗装のやり替えや 1 階、2 階の区画変更、エレベーターの耐震化などである。1 階は、スチールパーテーションで間仕切りをし、今後、確定申告や期日前投票など、幅広い活用を考えているとのこと。令和 3 年 12 月 28 日に当該工事の引き渡し、令和 4 年 1 月 20 日に最終書類検査を行い、これをもって土庄町庁舎建設事業はすべて完了した。

また、工事費用についての報告があり、旧土庄中央病院本館解体工事は 2 億 7643 万 5 千円、庁舎建設工事（用地造成）8532 万 7 千円、本体工事 22 億 5922 万 4 千円、浄化槽改修工事 7898 万円、車庫棟建設、診療所棟改修工事 3 億 2560 万円、外構工事のうち舗装工事部分 4798 万 6 千円、舗装工事以外の外構工事 4071 万円、やすらぎプラザ改修工事 4950 万円となった。

その他の委託料や手数料などを含め、建設事業の合計は、33 億 5634 万 1 千円であるとの報告がありました。

続いて、2 点目、旧土庄高校跡地整備事業について説明がありました。

土庄高校跡地については、土庄高校があった頃より排水機能に課題を抱えており、小豆地区広域行政事務組合が行う中間処理施設建設工事で搬出される土砂を譲り受け、造成工事を行いたいとの説明がありました。造成工事の高さは全体的に約 2.5 メートルを見込んでいる。排水機能の改善のため、勾配をつけることにより、水路等へ水が流れていく仕組みとするとのこと。

スケジュールとしては、土砂の搬入が早くて来年度後半となる予定であるため、来年度は測量、設計を行い、再来年度に工事の実施を予定している。また、敷地の一部について、町内事業所より購入意向があり、来年度中に公売を行う予定であるとのことでした。

続いて、3 点目、消防団員の処遇改善について、令和 4 年度報酬改定案の説明がありました。

年間報酬や機関員報酬は、11月の委員会で示した金額から変更はないが、出勤報酬については、消防団本部などと協議を踏まえ、変更となっている。

変更前は、活動時間に応じ4時間以内3千円、4時間を超え8時間未満5千円、8時間以上9千円で検討していたが、それぞれ1千円ずつ差し引いた2千円、4千円、8千円に変更した。また、消防団本部の意向として団の運営に重点を置いた対応を求められたことから、分団運営交付金を団員一人当たり5千円から1万円に増額しているとの説明がありました。なお、出勤実績から改定後の費用額を試算したところ、現行より約683万円の増額となるとのことでした。

委員から、小豆島町は国の方針に従って、報酬年額が3万6500円となったので、土庄町も検討してほしいとの意見があり、執行部より、「急に上げることは避けてほしいという団本部の要望があった。今後、団本部と協議を重ねながら国の基準に向けて、周辺課題を解決しつつ、将来、国の要望に沿えるかたちを取っていきたい」との回答がありました。

次に、4点目、行政情報システム管理事業における4つの新規事業について説明がありました。

まず、行政手続きのオンライン化として、令和4年度末までに、住民の利便性の向上や業務の効率化の効果が高い業務について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にするシステム構築を行う。

また、自席以外での業務ができるよう職員のデスクトップ型パソコンをノートパソコンに変更するとともに、LGWAN(エルジーワン)を無線化する。また、テレワーク環境も新たに構築するとの説明がありました。

続いて、自治体情報セキュリティ強化として、平成28年に市内ネットワークを3層に分け、セキュリティ対策の向上を図ったが、5年が経過し、機器の老朽化によるリプレースの必要があること、テレワーク等働き方改革に向け、セキュリティ対策のさらなる向上が必要なことから、機器の更新業務を行うとのことでした。

最後に、県によるデジタル化推進の取り組みとして、香川県および県内全市町が連携し、市町村の課題解決や、専門家の育成、民間事業所などとの連携等を行う「かがわDXLab(ディーエックスラボ)」という組織が立ち上がり、来年から運用されると説明がありました。

委員からマイナンバーカードによる行政手続きのオンライン化について、安全性は担保できるのかとの質問があり、カード自体に個人情報がかかっているわけではなく、申請時に申請者の情報にセキュリティがかかっている。先進の国を十分研究して作られているものなので、現時点でわれわれが把握している範囲ではセキュリティは問題ないとの回答がありました。

次に、企画財政課より、ふるさと納税について説明がありました。

このまま順調に推移すると、今年度の寄附額は3億4066万4千円の見込みである。増額の要因は、ふるさと納税のポータルサイトを10サイトから16サイトに増やしたことや、新聞、ネット広告などを増やしたこと。また、ふるさと納税制度の認知度の増加によるものであるとのこと。

ふるさと納税は、「土庄町豊かなふるさとづくり基金」へ積み立て、来年度に各事業に充当しており、今回、寄附者の意向を伺ったところ、その内容は福祉に関する事業へが20%、教育に関する事業へが23%、環境に関する事業が15%、地域振興に関する事業が14%、自治体におまかせが28%となっているとの説明がありました。

委員から、ふるさと納税の増減によって住民サービスができたりできなかったりするの望ましくないが、安定的にこのぐらいの収入を目指すという目標はあるのかとの質問があり、「長期目標は立てておらず、前年度よりも増やすという短期の目標を掲げて運用している。有効なポータルサイトの選択やリピーター獲得のため、電車や雑誌の広告媒体を工夫したり、リピーターがつく返礼品を考えながら、事業を展開していきたい」との回答がございました。

また、「もの」ではなく、「親の見守り」「キャンプ場を開放する」といった「こと」の返礼品で、ふるさとへの思いを訴求するという考え方もあるのではないかという意見に対しては、体験型サービスなどをいろいろ研究して有効な返礼品になるように考えていきたいとの回答がありました。

次に建設課より、8点説明がありました。

まず、はじめに沖之島離島架橋事業については、改めてこれまでの事業の経過、進捗について説明がありました。現在、潜水探査が完了し、仮設栈橋杭打ち施工の準備をしているところだったが、事件により、現在、休止しているとのことでした。本事業については、今後の方向等を随時報告するように求めました。

次に、町道要鉄川西線道路改良事業について説明がありました。

県道土庄福田線との要鉄交差点部分については、今年度に仮の施工を行い、新庁舎北側の町道については、町施工分は完了した。令和4年度に県において交差点改良工事を着工する予定である。

新庁舎南側の永代橋交差点改良は、一部建物について、現在も移転先の交渉継続中であるとのこと。

次に、大谷ポンプ場整備工事について、これまでの工事の施行内容と工事による周辺民家への損傷に対する対応について説明がありました。

損傷に対する補償については、所有者と合意が得られたことから補償契約手続きをし、支払いをした。また、施工を行った受注業者にも責任があると考えられることから、受注業者にも負担を求めていくこととし、弁護士とも相談の

結果、2工区の業者50%、1工区の業者30%、土庄町20%の負担割合とし、合意が得られたとの報告がありました。

委員から、下水路工事については、契約時に、瑕疵担保について十分精査した上で契約を交わしてほしいとの意見がありました。

次に、旧土庄高校跡地ポンプ場建設事業について説明がありました。

排水機能に問題を抱えている当跡地について、建設課においては、これまでも住民要望により、強制排水のポンプ場の設置や排水路バイパス工事等を実施してきた。今後、かさ上げを計画しており、当跡地および周辺水路から集水された排水は、新たにポンプ場を建設し、φ500ミリメートルの水中ポンプ2基で排水する計画としている。

また、周辺の道路が狭いため、外側道路を整備してから、かさ上げし、緊急車両が入りにくいなど周辺住民の不便を解消したいとの説明がありました。

委員から、かさ上げの時期とポンプ場の設置時期について質問があり、執行部から「かさ上げは土の搬入時期に左右されるが、ポンプ場については、干満によって潮が上がってきている場所もあるので、早期に回避するため、来年度の事業として実施したい」との説明がございました。

また、土の搬入量はどれぐらいかの質問に対し、「5500立米の予定である。」と回答がありました。

その他、周辺住民の土地の高さは変わらないため、工事にあたっては、周辺住民に十分説明の上、迷惑がかからないようにしてほしいとの意見がございました。

また、都市計画マスタープランについて計画どおり進捗しており、関連事業として、コンパクトなまちづくりを進めるための「立地適正化計画」を令和4年度から策定するとの報告がありました。

大木戸住宅改修については、T-2棟の内部改修工事が完了、各棟の浄化槽更新工事は3月15日完成予定である。また、町営住宅の家賃は入居者の収入と住宅の便益で算定されているので、今回の住戸改修で住宅の利便性が上がることにより、家賃も上がることになるとの説明がありました。また、令和4年度は、駐車場整備工事を予定しているとのこと。

なお、住宅改修工事に伴い確保していた政策空き家6戸は、広報3月号で入居者募集の事前周知を行い、広報4月号で改めて募集をする予定であるとの説明がありました。

行者原住宅建替事業については、建設から45年を迎えており、建て替えが必要である。可能な限り、標高の低いエリアへの建て替えを行うこととし、建て替え13戸、改修1戸、集会所施設建て替え1棟の計画である。

今年度、基本計画を作成し、令和4年度は、基本設計等を予定している。令

和 5 年度に実施設計、令和 6 年度以降、工事着手を考えている。当事業は、国費 3 分の 2 の補助を受ける予定であるとの説明がありました。

また、王子前分譲地売却について、1 件の買い受け申し込みがあったとの報告がありました。

次に商工観光課より、土庄町営業継続応援金について、中間実績の報告がありました。

この事業の対象は、第 3 次の香川県営業継続応援金の交付を受けたもののうち、土庄町内に事業所を有するもので、申請期間は 3 月末までである。

交付額は県と同額で、売り上げ減少が 50%以上のものは上限 20 万円、売り上げ減少 30%以上 50%未満のものは上限 15 万円である。

現在までの実績は、申請 115 件のうち 50%以上が 77 件、30%以上 50%未満が 38 件、交付額は 2096 万 4 千円となっている。また、業種別では漁業関係者、卸売り・小売業、宿泊や飲食関係が多くなっているとのこと。

委員から、漁業関係者の申請が多い理由について質問があり、「ホテル等が営業していないので卸先がないということが考えられる」との回答がありました。

次に農林水産課より、4 点説明がありました。

まず、次世代産業育成モデル事業について、やさい工場への事業者の今年度 1 回目の公募を行ったが、問い合わせはあったものの最終的に応募者はいなかった。

また、パナソニック株式会社から、2023 年 3 月をもって一部消耗品の製造終了や栽培育成のサポートが停止となることの報告がありました。ただし、設備等のメンテナンスは継続されるとのこと。

2 回目の公募期間は 2 月 18 日までと予定しているが、コロナ禍で来島して現地確認等ができないため、公募期間の延長を含め、柔軟に対応できるよう検討中である。虫対策や設備の経年劣化のほか、部材の製造終了等による、厳しい状況になってくるが、現状の状態でも使用を希望する事業者の掘り起こしに努めたいとの説明がありました。

委員から、この事業が有益になるとは思えない。事業停止の考えはないのかという質問があり、執行部から「事業の本来の目的である実証実験は終了しており、その後の施設利用を進めているものである。施設の耐用年数がある限りは、公募して使用者を探していきたい。」との回答がございました。

また、事業者と最終合意に至らなかったのはなぜかという質問があり、「植物工場がどんな状態なのか見学したいという問い合わせだったり、自社の実験用施設として考えていたが、最終的には自社ですることになったケースがあった」との回答がありました。

次に、農業集落排水事業の使用料改定について説明がありました。

当初は、18%増の改定を提案していたが、自治会より負担割合が大きすぎるとの意見があり、10%の改定案で了承をいただいた。

料金改定の時期は、令和4年6月分からの予定としている。実績をもとに改定後の使用料を試算すると、422万6640円となり、これにより使用者の維持管理負担率は46.56%となり、町が考える50%の負担率に近い数字となるとの説明がありました。

委員から、農業集落排水事業の方向性について質問があり、建設の際の起債が終了する令和6年に向け、大規模改修をするかしないかを検討していきたい。また事業をやめる場合、合併浄化槽に変える必要があるが、確保や変更できるかどうか実態調査を行いたいとの回答がありました。

次に、唐櫃漁港浮棧橋設置事業について説明がありました。

唐櫃漁港ビジター用浮棧橋の設置については、委員会の中で、もう一度漁業組合との協議の上、設置するようにとの意見もあり、唐櫃漁業組合と再度協議をしたとのことです。

町としては、現在の係留場所が大変不便なところなので、改善のために計画していたが、高額な費用や設置場所などについて漁業組合から意見をいただき、設置を見送ることとしたとの説明がありました。

なお、県より譲り受けた浮棧橋については、ほかの漁業組合にヒアリングしたところ、北浦漁業組合から利用希望があった。今後は、北浦漁業組合で設置・維持管理をしてもらうが、浮棧橋の若干の修繕と豊島からのえい航費は、町で負担するとの説明がありました。

なお、唐櫃漁港浮棧橋については、今後地元要望などがあれば検討をしていきたいとのことです。

委員から唐櫃漁港への設置は、単独町費で1500万円だったが、北浦漁港の場合も同様の費用がかかるのかとの質問があり、町の場合は、安全性や今後の対応に費用がかかるが、北浦漁業組合の場合は、漁業組合の人だけが利用するという簡易なかたちでの設置となるので、費用的にはそれほどかからないとの説明がありました。

次に、唐櫃漁港高潮対策事業について説明がありました。

令和4年度より国の交付金事業を活用し、唐櫃漁港海岸の高潮対策を実施するため、今年度事業計画の策定を行った。

全体事業費は5億2500万円で国が55%、県22.5%、町22.5%の負担となっている。町費の22.5%は、起債を充当する。令和4年度は詳細測量と実施設計を行い、令和5年度から工事着手を予定している。

整備延長は西側から護岸改良が440メートル、胸壁整備が620メートル、合計1060メートルと唐櫃川河口の水門1基の設置であるとの説明がありました。

委員から、「今後想定されている東南海地震ではどれくらいの潮位になるのか」との質問があり、「地震津波になると地盤沈下する恐れがあり、高潮対策とは計画が変わってくる。詳細なシュミレーションには、非常に高額なコストがかかるため、高潮対策として事業を進め、今後、地震津波の対応は、かさ上げ等の対策をしていきたい」との回答がありました。

次に2月24日に開催した当委員会についての報告をいたします。

建設課より、沖之島架橋事業の今後のスケジュール等について報告がありました。

受注者と協議の結果、令和4年2月22日に両者合意による契約解除となった。現在、次の工事発注に向けて準備をしているが、当事業は国の交付金事業であることから、令和3年度の繰越予算額4億5400万円を来年度中に確実に執行する必要があるため、来年度末までに終わる規模での設計書の作成を行いたい。

工事発注については、最低制限価格の算出方法等の入札制度の見直しを行い、再発防止策を講じて執行したいとのこと。

委員から、国の交付金は、いただけるのかとの質問があり、令和3年度繰越予算4億5400万円に対しては確実にいただけるが、令和4年度分については、国会審議中のため、交付決定は来ていないとの回答がありました。

また、「今回の事件により、全体的な計画工期にどのような影響があるのか」との質問があり、「遅れを回復できるかもしれないし、異常気象などで工期が延びるかもしれないので、はっきりとは言えないが、全体的に工事スケジュールは、ずれてしまうと考えている」との回答がありました。

なお、今後、この件に関する報告や取り扱いについては、当委員会が審議を行い、問題がある場合は、全員協議会を開催して対応を協議していくかたちをとることとしております。また、入札制度についての勉強会等の開催についても検討していきたいと考えております。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和4年2月9日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から、四海こども園建設の進捗について説明がありました。

2月15日に園舎が完成し、28日から新園舎での保育を開始する。四海こども

園は、2カ年に渡って整備しており、来年度は現園舎を取り壊して園庭とし、遊具を移設する予定とのことです。

施設の規模は、木造平屋建て、面積429.59平方メートルで、現園舎よりも60平方メートルほど広い。部屋は保育室が3室、遊戯室、職員室、給食室がある。保育室は木質系の温かみのある部屋としている。

来年度の園児数は、35名の予定であると説明がありました。

委員から、送迎の駐車台数について質問があり、現園舎を取り壊したところに20台弱とし、今よりも停められる計画にしているとの回答がありました。

続いて、生涯学習課から、地域文化財総合活用推進事業について説明がありました。

この事業は、文化庁の補助事業で、古くから継承されてきた地域の伝統行事や民俗芸能等が、コロナの影響で途絶えないよう、活動の継続を支援するため、伝統行事に使用する山車や用具の修理、新調に対し補助するもので、令和5年3月31日までの1年限りの事業である。

補助の対象者は、地域の文化遺産の所有者、保護団体などによって構成される実行委員会等であるとのことです。

懸念事項として、各団体からの要望額に対し、補助金が減額された場合の調整をどうするかとの問題があり、各団体と協議している。

また、補助金が支払われるまでは、団体が経費を一旦立て替える必要がある。この件について、立替金等の手当てができないか、検討していると説明がありました。

委員から、補助金が減額された場合、地元負担になるのかとの質問があり、自治会に対応案をいくつか示した中で、最終的にカットされた予算の範囲内で納めるという案で同意してもらっているとの回答がありました。

また、減額分について、町で予算を組んで補填することは考えていないのかとの質問があり、町から補助金を出すことは考えていないと回答がありました。

続いて、健康福祉課から、第4期地域福祉計画について説明がありました。

「土庄町地域福祉計画」は、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指し、平成19年3月に第1期を策定し、その後、時代のニーズや地域の実状を反映させながら5年ごとに策定している。今回の第4期として、令和4年度からの5年間の計画を策定中であるとの説明がありました。

策定にあたっては、関係機関や住民代表等で構成される「土庄町地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を重ねている。また、地域のニーズ等の把握として、無作為抽出した町内の15歳以上1000人にアンケート調査を行い、回収率は66.3%であったとのことです。

計画策定の背景として、人口減少や生活領域でつながりの希薄化がある中で、

地域の相互扶助を再構築して、誰もが役割を持ち、支え合える地域共生社会を実現し、地域福祉の推進に取り組もうとするものです。アンケート調査の結果等をもとに、本計画の基本理念を「支え合い、助け合いの心を育み、みんなで創るやすらぎとぬくもりあふれるまち とのしょう」としたと説明がありました。計画には、地域の現状や課題、施策の展開、数値目標なども記載されています。

今後は、パブリックコメントの意見を次の策定委員会で協議し、決定していくとのことでした。

委員から、計画にある「再犯防止等施策」について、町では再犯防止のため、どのような取り組みをしているかとの質問があり、保護司制度の所管課である住民環境課と協力しながら進めていくとともに、今回、新たに設けた取り組みなので、今後、保護司会、警察関係者ともどのようなかたちで進めていくのかを協議していくと回答がありました。

また、犯罪をした方などの就職場所がないので、受け入れる状況を整えることも必要ではないかとの意見がありました。

次に、住民環境課から、土庄町一般廃棄物最終処分場および汚泥再生処理センターについて説明があり、最終処分場の候補地として新たに、小部と柳の 2 つの候補地が提示されました。小部の候補地は、筆数 4、地権者 3 人、面積は 1 万 3986 平方メートル、柳の候補地は、筆数 2、地権者 2 人、面積は 1 万 1494 平方メートルである。今後も候補地として検討を進めていきたいとのことでした。

委員から、両候補地とも進入路から整備する必要があるのかと質問があり、もともと、進入路がある土地を選ぶようにしているが、拡幅等は必要であるとの回答がありました。

また、両候補地とも海まで距離があり、排水の問題があると思うが、概算金額はどの程度を見込んでいるのかとの質問には、ごみ処分場だと 20 億円程度、汚泥再生処理センターであれば 27 億円程度という金額がベースになってくるとの回答がありました。

また、これまでは早く場所を決め、スピード感を持ってやるという方向性だったが、今後も候補地を探して、これから選定していくということは、じっくり取り組む方向に変わったのかとの質問があり、拙速に進めすぎて頓挫しているので、スピード感は必要だが、十分に吟味し、皆さんと協議して進めたいと回答がありました。

次に、土庄町犬猫の不妊去勢手術費補助金について説明がありました。

現在、飼い犬、猫の避妊・去勢手術に 3 千円を補助しているが、野良猫対策としての有効性が乏しいため、飼い猫に限定せずに、地域猫や野良猫、保健所等からの譲渡猫も補助対象としたいと考えている。なお、ペットショップで購入した猫については、補助対象外とする。理由は、ペットショップで高額で取

り引きされている猫は、避妊・去勢は当然行うものという認識であると思われるためである。捨て猫にする確率が低く、野良猫の増加抑止対策としての効果が薄いと思われるためである。補助額は1頭当たり5千円とする。なお、飼い犬については、変更はないとのこと。

次に、土庄町男女共同参画推進委員会について説明がありました。

同委員会では、委員が中心となって、施策を企画立案し、事業を実施していますが、コロナ禍で事業の中止・変更など、当初の事業計画から変更が生じることがあり、これらに柔軟に対応していくため、現在の予算の支出方法を補助金方式に変え、さらに事業の推進を図っていききたいとのこと。

次に、国が進める行政のデジタル化を推進する施策の一環として、マイナンバーカードを活用した「転出転入ワンストップサービス」について説明がありました。

これは、マイナンバーカードを取得している方が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行うことで、現在、転出時、転入時それぞれに役所で届出を行わなければならないところを転入時のみの来庁だけで済むように、転出・転入手続きのワンストップ化を図る事業であります。

カードの取得率は、令和2年度にマイナポイント事業が開始され、向上しており、土庄町でも、休日開庁や各地区公民館で出張申請受け付けを行うなど、取得についての働きかけを行っている。引き続き、住民の利便性向上に向けた行政手続きのデジタル化推進のため、カード取得の推進を行っていく予定であるとのことでした。

委員から、住民に対して、マイナンバーカードがないと、行政手続きができないと思いきませるような周知の仕方はしないしてほしい。あくまでも任意であるということきちんと伝えてほしいという意見がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩します。再開は、10時35分とします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

失礼いたします。先ほどの委員長報告で、私の不徳のいたすところ、間違いがございましたので訂正をいたします。

まず冒頭、令和2年2月10日と申し上げましたが、令和4年でございます。申し訳ございません。

それから、建設課の新たなポンプ場建設に関し、というくだりのところで、φ500ミリメートルの水中ポンプと言いましたが、これはφ150ミリメートルの水中ポンプでございます。重ねて、申し訳ございません。

次に、商工観光課の継続応援金のくだりで申請期間は3月末までであると申し上げましたが、2月末の間違いでございます。たいへん申し訳ございませんでした。

施政方針の説明

○議長（高橋正博君）

日程第4、町長より令和4年度施政方針について説明を求めます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

本日、令和4年3月土庄町議会定例会において、令和4年度の予算案および関連諸議案をご審議いただくにあたり、町政運営に対する私の考え方と各施策の方向性について申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、冒頭に先立ちまして、沖之島離島架橋事業における前町長の官製談合の事件を受け、町民の皆さまに対し、町政への疑念および不信感を抱かせ、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことに改めて深くお詫びいたします。大変遺憾ではありますが、今後につきましては、事業を少しでも早く進めることができるよう、国や県と協議をし、状況を勘案しながら、全力で取り組んでまいります。

改めまして、昨年12月の町長選挙におきまして、町民の皆さまからの暖かいご支援とご支持をいただき、町長に就任してから、初めてとなる当初予算編成に携わり、町の財政状況の厳しさを再認識し、町長としての責任と使命の重さを改めて痛感しているところであります。

課題は山積しておりますが、町政に対する信頼回復と皆さまからお寄せいただいた期待に応えるべく、令和4年度は、土庄町の再生に向けて、職員の先頭

に立ち、皆さまが安心して暮らすことができるよう、健全な町政に全力で取り組んでいく決意であります。

さて、わが国におきましては、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に、今なお直面しており、収束の兆しがいまだ見通せない状況であります。

医療の最前線におきましては、この感染症と対峙し、日夜、感染拡大防止や治療などに奮闘されている医療従事者、ならびに関係者の皆さまに深い敬意と感謝の意を表しますとともに、闘病生活を送る方々、後遺症に苦しんでいる方々に謹んでお見舞いと1日も早いご回復をお祈りいたします。

1月議会臨時会の所信表明においても、申し述べさせていただきましたが、この新型コロナウイルスが及ぼした影響は甚大であり、社会、経済の在り方や皆さまの日常生活など多岐にわたり大きな変化、制約をもたらしております。町としても一刻も早い収束を祈願しながら、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、皆さまの生活と地域経済の再生に向けて土庄町の舵を取り、全力で取り組んでいく所存であります。

令和4年度におきましては、人口減少、子育て・教育環境の充実、高齢者への福祉、地域防災力の強化、障害者への支援、経済の拡大など数多くの課題に対し、町の最上位計画となります第7次土庄町総合計画策定に取り組み、土庄町再生に向けた将来のまちづくりの方向性を明らかにし、子どもたちが未来に希望を持って郷土愛を育みながら成長していける、高齢者や障害をお持ちの方が安心安全に暮らしていける、その土台をしっかりと支える現役世代が地域および社会の場で活躍できるよう、活力ある地域社会を維持するために、町民の皆さまのご意見、ご提案をいただき、「継続は力なり」という姿勢を基本に皆さまとともに、土庄町の再生を図っていく所存でございます。

それでは、令和4年度当初予算について申し上げます。

まず、予算規模につきましては、一般会計は総額92億2800万円で前年度比5億6600万円、率にして5.8%の減となっております。

特別会計は、8つの特別会計の総額44億1685万4千円で、前年度比1億7261万4千円、3.8%の減です。

次に、一般会計の歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、前年度に比べて955万5千円、0.7%の減となり、地方譲与税は222万8千円、4.3%の増となっております。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策の固定資産税減収補填特別交付金の皆減により5456万4千円、95.8%の減となっております。

地方交付税は2億円、6.6%の増を見込んでおります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、8864万1千円、10.0%の増、県支出金は3083万円、6.2%の増となっております。

す。

寄附金は、ふるさと納税寄附金の見込み増等により、9630万円、39.6%の増となっております。

繰入金は、財政調整基金繰入金の減等により、3億9907万3千円、37.6%の減となっております。町債は、庁舎建設事業債の皆減等により、5億5780万円、36.0%の減となっております。

続きまして、令和4年度における主要な施策について、第6次土庄町総合計画の基本目標である5つの柱「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」、「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」、「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」、「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」、「協働と連携により、自立するまちづくり」に分け、記載されている章、節に沿ってご説明申し上げます。

先ほども申しましたように、町民生活と経済の再生に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期しながら、効果的・効率的、かつきめ細やかに必要な対策を講じ、取り組んでいきたいと考えております。それでは、まず第1に「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」について申し上げます。

観光の振興として、来月の4月14日から瀬戸内国際芸術祭2022が始まります。今回も春・夏・秋会期の3シーズンに分けて、計105日間開催されます。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会と連携を密にし、新型コロナウイルス感染症への対応を十分に図りながら、地域の活性化につなげてまいります。

地域資源活性化事業として、新たな観光資源となるアウトドアに着目しつつ、地域おこし協力隊を配置し、地域提携しておりますアウトドアメーカーとも連携することで、新たな観光コンテンツの発掘などに取り組んでまいります。

令和元年、日本遺産に認定されました「せとうち備讃諸島「石の島」」のさらなる認知度向上および誘客促進を図るため、笠井武太夫邸跡地の整備、小豆島の石丁場調査、石の絵手紙ロード制作に取り組んでまいります。

また、土庄町が舞台のモデルとなり、多くのファンがその聖地として訪れるなど本町の知名度およびイメージの向上につながっておりますテレビアニメ「からかい上手の高木さん」を活用した観光誘致施策に引き続き取り組んでまいります。

小豆島町をはじめ、小豆島観光協会などの観光団体との連携をさらに強化しながら、ポストコロナに向けた新しい生活様式のもとの観光誘客施策や持続可能な観光への取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みにより、本町にある地域資源を点と点で結び、線そして、面へと展開を広げることで、小豆島全体の観光振興につなげ、交流人口および

関係人口の拡大や滞在型観光を図り、観光経済の再生・活性化に努めます。

次に、循環型社会の形成と自然環境の保全のため、環境保全活動を推進するとともに、環境への負荷低減を目指し、環境保全意識の高揚を図ります。引き続き、住宅用太陽光発電設備の設置費に対し支援を行うなど、地球温暖化防止を推進いたします。環境の悪化、海岸機能の低下等を防ぐため、海底堆積ゴミ回収事業を引き続き実施します。また、世界的な目標である二酸化炭素排出削減につきましては、引き続き啓発活動等により削減に努めます。

し尿処理体制につきましては、昨年度、処理施設の長寿命化計画を策定しました。計画的に施設稼働に必要な精密機能検査、整備等を行い、適正に継続できる管理運営に努め、引き続き、民間収集委託を実施します。ごみ処理については、引き続き、島外搬出を行いながら、ごみ減量化の意識向上を図ります。

不燃ごみの最終処分場については、十分な議論と検討を重ねた上で、具体的な方向性を定め、計画推進できるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、農林業の振興として、安定的な農業経営を推進し、農業生産の維持、拡大を図るため、引き続き、イチゴ、アスパラ、花きなどの戦略産品の出荷に係る輸送費を支援し、事業者の負担軽減および競争力強化を図るとともに、担い手不足および耕作放棄地対策として、町単独事業として新たに荒廃農地利活用促進対策や設備投資による営農拡大、新規就農者に対して支援を行い、農産物のブランド化や6次産業化につながるよう努めます。

引き続き、官民が一体となって有害鳥獣被害の軽減対策に取り組み、農作物被害の軽減はもちろん、農業従事者の意欲低下および耕作放棄地の増加を防ぎます。

地産地消および地域資源を活用した活性化の推進として、地元や地域おこし協力隊と連携し、広く認知されております小豆島オリーブ牛、小豆島イチゴ、小豆島ミカンなど小豆島産の地域産品や豊島棚田でのプロジェクトの情報発信や各種イベントの実施、また商品開発にも取り組むことで、その認知度やブランド力向上を図り、所得減少や担い手不足の解消に努めます。

森林環境の保持や担い手の確保育成に向け、引き続き間伐や下刈りなどの総合的な管理に努め、松くい虫被害やナラ枯れ被害に対する防除事業により健全な森林の保全を図るとともに、間伐、木材利用の促進および普及啓発による森林整備事業や担い手対策等に利用するため、森林整備促進基金を積み立てます。

水産業の振興として、水産多面的機能発揮対策事業を引き続き実施し、幼稚魚育成場の確保、漁獲量の増加など水産業の再生、漁村の活性化を図ります。

また、各漁協や漁業者、地域おこし協力隊、さらに包括協定を結ぶ各大学と連携し、漁業の魅力、小豆島島鱧をはじめとする水産物の情報発信や地域ブランドの向上に努め、消費および販路拡大を図ります。

商工業の振興として、関係団体とさらなる連携、また支援をすることにより、地域活性化、雇用拡大と賑わいの再創出を目指し、地場産業を含めた地域経済の発展に努めます。また、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました40回の記念大会となる小豆島まつりを開催し、テレビアニメ「からかい上手の高木さん」と連携したイベントも合わせて実施します。

植物栽培システム研究所の利用者を公募し、新たな産業振興に努めます。

旧土庄高校跡地に整備中の多目的交流施設を利活用し、幅広い年代の町民と企業や学生との交流を推進し、地域経済の発展、官学連携や子育て環境の充実、交流活動の推進など新たに地域活性化の核となる複合施設を目指します。

地域間交流活動の推進として、歴史と文化の友好交流協定を締結している長崎県雲仙市と引き続き交流し、商業まつりなど相互のイベントを通し、継続して交流を深めてまいります。

移住・定住の促進として、都市圏で行われる移住促進交流フェアやそのほか移住・定住イベントにおいて、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催や参加により、新型コロナウイルス感染症の感染状況下においても即時に対応できる体制を構築し、PR活動や各種の情報発信を積極的に行います。

住居の需要と供給のミスマッチを解消するため、移住支援および空き家バンク登録促進に努めます。また、地域住民とNPO法人や地域おこし協力隊などとの連携を強化し、移住者の受け入れ体制の充実に努め、移住から定住につながるにより、地域力の向上を図ります。

交流活動の推進として、夢すび館および多目的交流施設を活動拠点に、包括協定を締結しております大学4校をはじめ、その他の大学や地元の小豆島中央高校とも連携を深め、学生と地域との接点を強化し、土庄町をもっと知ってもらい、興味や愛着を深め、土庄町の可能性や魅力の発見につながるよう各種事業および調査研究に取り組み、交流人口や関係人口の増加など地域活性化を図ります。

第2に「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

上水道の充実として、産業、住民の生活に欠かせない安心安全な水を供給するための老朽水道施設更新、それに伴う水道料金の改定および町からの繰出金について、基本協定書を交わした構成団体の責務として、引き続き香川県広域水道企業団と連携し、検討、協議していきます。

生活排水、下水処理対策の充実として、都市計画区域内の低地浸水区域において、台風およびゲリラ豪雨時の雨水の流出増加などによる浸水被害を防ぐため、大谷ポンプ場整備事業を引き続き実施します。雨水公共下水道における排水区域内の低地浸水区域において、施設の長寿命化を図るため、宮の下ポンプ場改修工事を計画的に進めます。また、土庄高校跡地において、下水施設の整

備を行い、台風などによる大量降雨時の排水機能の高度発揮に努め、周辺地区の居住環境および多目的交流施設の安全性の向上を図ります。

生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、引き続き合併浄化槽設置費用に対し、支援を行います。

環境衛生対策の充実として、動物愛護事業において、飼い犬または飼い主のいない猫の不妊、去勢手術に要した費用に対し支援することにより、住民生活への影響を抑制し、人と動物との共生環境づくりを図ります。

防犯、交通安全対策の推進として、小豆警察署と連携し、引き続き、交通安全意識の高揚、啓発の徹底に努め、昨年度から開始しましたドライブレコーダーの設置、購入、貸与に要する費用に対し支援をすることにより、町民の安全運転意識の向上および交通事故の減少ならびに犯罪の抑止を図るとともに、エンジェルロード売店付近に防犯カメラを設置し、防犯対策、観光客の安全対策の充実を図ります。

また、運転免許自主返納支援事業を継続して行い、高齢者ドライバーによる交通事故の防止を図ります。

防災、消防体制および危機管理体制の充実として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、町民の安全の確保に資するため、消防団組織強化および消防団員の処遇改善を行います。想定される東南海・南海地震など大規模災害発生に備え、備蓄物資や設備の充実を図るなど支援体制を整え、一方で、自助・共助の重要性を認識していただけるよう、町総合防災訓練の実施、研修会等により啓発にも努めます。

そのほか、災害対策費用保険の充実、消防団活動に使用する資機材の整備などのほか、女性消防隊員の活性化大会参加などを通して練度を高め、災害発生時等の迅速な対応を目指します。

また、廻池地区の急傾斜地崩壊防止工事の継続、河川の自然災害防止事業を実施し、防災・減災に努めます。

道路環境の整備として、住民生活および交通安全の向上、社会活動および経済活動への寄与のため、町道改良および舗装修繕工事を実施し、小さな子どもから高齢者まで、歩行者から自動車の走行において、安全で快適な道路環境の整備を図るとともに、LED外灯を新設し、犯罪予防にも努めます。

第3に「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」について申し上げます。

教育環境の充実としまして、四海こども園建設工事が完了し、先月の28日に新たな園舎で保育が始まっております。各こども園、小中学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により一層取り組んでまいります。

また、ICTを用いて情報化を推進するGIGAスクールについて、各学校にICT支援員を配置し、環境整備を進めることにより、時代に沿った情報化

社会に対応した教育の推進に努めます。引き続き、ALT（外国語指導）事業に取り組むことにより、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培い、コミュニケーション能力の育成を図ります。

小中学校の校外活動の一環として、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏事業の中で劇団四季ミュージカル鑑賞、およびこども未来館学習を行うとともに、各基金事業による神戸防災センターへの体験学習、東京都港区とのスポーツ交流事業を行い、豊かな人間性の育成、健康教育の充実を図ります。

次に、中央学校給食センター厨房機器の更新事業については、5年計画の最終年となります。炊飯機器や調理室、下処理室などの機器等の整備を行います。

また、給食メニューのアレルギー対応にあたる職員も配置し、安全・安心な学校給食の配給をすることにより、児童および生徒の健康の維持ならびに充実した子どもの活動を支援します。

図書館の充実として、蔵書の充実をはじめ、土庄町出身者によるフードアート展の開催、また、豊島に中央図書館の図書を運搬して貸し出す移動図書館事業を引き続き実施するなど、町民の皆さまの幅広いニーズに応えるよう努めます。

地域文化の継承と振興として、10カ年計画で、特別天然記念物であります宝生院のシンパクの保存と活用を所有者と協力して進めます。令和4年度は、樹木診断を行います。また、多目的交流施設の2階を文化財保管室として3カ年計画で整備し、各施設に点在している文化財を集約し、適切な保存、活用を努めます。

児童の放課後の居場所づくりと子育て環境の充実として、現在実施しております土庄地区および湊崎地区の児童を対象にした放課後子ども教室を4月から多目的交流施設2階に移転して実施します。また、放課後児童クラブ、放課後児童預かり事業も継続して行うことで、就労等により保護者が留守にする放課後の時間帯や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保し、子育て世代が仕事と子育ての両立を図れる環境づくりを支援してまいります。

子育て支援として、エンゼル祝金制度およびすこやか手当、中学校卒業まで子どもの医療費を無償とする子ども医療費の助成を引き続き実施するとともに、子育て支援センターの運営や特定不妊治療費助成事業など相談、援助体制の充実を図るなど、多面的な子育て支援施策に取り組んでまいります。

また、結婚新生活支援事業を引き続き実施し、経済的な理由で結婚を悩んでいる若者を対象に、引っ越し費用や居住費等の費用に対して助成を行います。

虐待やネグレクトなど保護を要する児童の早期発見や適切な対応を図るため、専門職員の配置により初期対応が迅速、的確に行える体制を継続するとともに、啓発リボンやポスターなどによる虐待防止等啓発活動も積極的に行います。

青少年の健全育成として、今年4月に成人年齢が18歳に引き下げられることを受け、成人式運営事業において、今後のあり方について検討し、若い世代の自立する心の育成を目指します。

第4に、「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、地域福祉の充実については、令和4年度から始まります第4期土庄町地域福祉計画に基づき、総合的、計画的な地域福祉の推進に向け、取り組みを進めてまいります。

地域医療体制の充実として、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業により、現在、3回目の追加接種を実施しておりますが、接種を希望される方が、一人でも多く、できるだけ早くワクチン接種ができるよう万全の体制を整え、安心して暮らせるよう努めてまいります。

小豆島中央病院の医療体制の維持に向けて構成町である小豆島町、医師会および関係機関と連携し、コロナ禍においても、島民の皆さまが安心して利用できる地域の中核病院として二次医療を支えることができるようともに努めてまいります。歯科無医地区である豊島において、香川県歯科医師会に委託し、週1回の診療を引き続き実施します。

高松市の救急艇を活用した転院搬送と豊島などから、救急患者移送支援を引き続き実施し、救急搬送体制の維持に努めます。

また、通院困難者支援事業を実施し、通院移動困難者の経済的負担軽減や移動手段の負担軽減により通院を支援することで、福祉の向上を図ります。

健康づくりの推進として、第3期健康増進計画の次期策定に向けたアンケート調査を実施します。予防接種事業において、4月から子宮頸がんワクチンの積極勧奨の再開における体制を整備し、疾病の予防による健康づくりを推進します。がん検診においても、検診予約を円滑に行うため、ウェブ予約システムを導入し、24時間いつでも予約できるよう住民サービスの向上と勧奨効果など受診率の向上を図り、疾病の早期発見および治療につなげ、将来的な医療費の抑制に努めます。

高齢者福祉の充実として、島内の介護職員人材不足を解消するため、介護職員養成講座の受講料を助成し、介護サービスの充実を図ります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を継続して行い、関係機関と連携し、効果的な介護予防の推進を図ります。また、高齢者の積極的な社会参加ができるよう支援、環境の整備に努めます。

障害者福祉の充実として、「土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、さまざまな「障害」に対する理解の促進につながるよう、今後も周知啓発に努めます。また、医療費助成や自立に向けた

支援、自立した日常生活や社会生活をおくることができるようサポートし、障害者が自立し安心して暮らせる社会づくりを推進します。

公共交通の確保として、住民の日常生活に不可欠であります路線バスや離島航路、コミュニティーバスや福祉バスの維持・確保に向けて取り組んでまいります。

計画的な土地利用の推進と住環境の整備として、大木戸町営住宅の長寿命化計画に沿った改修工事が、令和 4 年度に完了します。行者原住宅については、令和 6 年度からの建替工事の着工に向けて、基本設計、造成・測量設計および地質調査を行います。また、次期町営住宅長寿命化計画の策定を行い、効率的かつ効果的に安心できる生活基盤の整備に向けて取り組んでまいります。

土庄町まちづくり計画の一環であります都市計画区域マスタープランの策定を受け、令和 4 年度から 2 カ年にわたって、都市計画区域内の立地適正化計画の策定に取り組み、中心部や生活拠点に医療、福祉、商業などの生活に必要な機能を誘導することができるよう持続可能なまちづくりの形成を目指します。

そのほか、民間住宅耐震診断および耐震改修工事に対する支援を引き続き行うとともに、耐震改修工事の促進を目的とした民間住宅耐震化リフォーム支援事業を継続し、住宅の耐震性の向上を図り、町民生活の安全確保に努めます。

また道路に面した危険ブロック塀等撤去支援事業を引き続き行いますので、危険だと思われる箇所があればご相談ください。

空き家などに関する対策として、令和 3 年度実施しました空き家の実態調査を受け、次期空き家等対策計画を策定します。また、老朽危険空き家除去支援事業補助金を活用した除去の支援を行い、住環境の向上を推進します。

第 5 に、「協働と連携により、自立するまちづくり」について申し上げます。

地域コミュニティー活動の推進として、移住・定住促進活動および豊島地区農業振興において、地域おこし協力隊を募集します。さまざまな角度からの視点や柔軟な発想およびスキルなどを有する人材を獲得し、地域・行政・地域おこし協力隊が連携することで、地域の人材確保はもちろん、新たな魅力等の掘り起こしなどにつなげ、地域や産業などの活性化を図ります。

情報化の推進として、国が推し進めておりますデジタル化元年としまして、L G W A N（エルジーワン）無線化の構築など庁舎ネット環境やシステムの強化、セキュリティ対策など情報環境整備に積極的に取り組み、行政サービスの向上および事務処理の迅速化、効率化や住民との情報の共有化を図ります。

平成 28 年 1 月から発行を開始しているマイナンバーカード取得促進については、国の方針としまして、令和 5 年度までに住民のほぼ全員がマイナンバーカードを保有することを目標に掲げております。「社会保障」「税」「災害対策」分野の行政手続きの簡素化やオンラインでの保険資格確認ができるなど行政手続

きのワンストップ化も進められております。令和 4 年度には、転入転出の手続きのワンストップサービス化に取り組むなど、より利便性が増しております。保険証、免許証との一体化などマイナンバーカードの利活用シーンは今後さらに拡大し、住民サービスの向上にもなりますので、取得がまだの方は、ぜひ手続きしていただきたいと考えております。

広域連携の推進として、高松市を中心市とする 3 市 5 町において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の連携協約を結んでおりますが、圏域内のさまざまな分野で相互に役割を分担して連携を図り、圏域全体の経済の活性化と魅力を高める取り組みを引き続き推進してまいります。

また、ふるさと納税への取り組み強化を引き続き行います。町ホームページやふるさと納税ポータルサイト、広告媒体を活用し、自主財源の確保はもちろん、町の魅力の情報発信、移住、交流、関係人口の増加と定住への影響力、地場製品の PR などによる地域の活性化など、その効果は、まちの創生に向けた取り組みへの大きな機会の一つと捉えております。皆さまのご好意を活かしてより良い町政となるよう努めてまいります。

大型事業である庁舎建設事業が終了しましたが、沖之島離島架橋事業や水道企業団の肥土山浄水場整備などが続き、事業の財源に充てる地方債の元利償還金は増加の一途であり、大きな財政負担となっています。そのような中で、財政状況が硬直化している現状を全職員が再認識し、事業の必要性や見直し、その費用対効果を検証するとともに、町税等の徴収強化、町が保有する未利用財産の売却や貸し付けなどあらゆる財源の確保に積極的に取り組み、将来にわたり健全な行財政運営の維持確保に努めてまいります。

以上、私の町政運営の基本姿勢と方針、ならびに本日提案しました令和 4 年度の予算の大要を申し述べさせていただきましたが、議員の皆さまと町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩します。再開は、11 時 25 分とします。

休 憩 午前 11 時 19 分

再 開 午前 11 時 25 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

- 議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）の件から、日程第 38、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

なお、説明途中で休憩をはさむ場合がありますので、ご了承ください。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

- 企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました令和 3 年度各会計補正予算、令和 4 年度各会計当初予算につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

令和 4 年 3 月土庄町議会定例会議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして 28 ページ、29 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の議員報酬関係費は、3 名の議員辞職により議員報酬 104 万 8 千円の減額です。議員期末手当は 11 月に辞職した議員の期末手当算定期間の減分に伴う 7 万 2 千円の減額です。

続いて、議会運営費は、会計年度任用職員の期末手当を精算により 15 万 2 千

円減額します。また、コロナの影響により会合や視察研修等へ参加できなかったため、旅費および使用料および賃借料、合わせて 194 万円を減額します。同じくコロナの影響により、議長が各種イベントや会合等へ参加できなかったことにより、交際費を 35 万円減額します。

下段にまいります。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の職員給与費は、精査に伴い 61 万 4 千円の減額です。

続いて、総務事務費は、加除式図書不足分 5 万 4 千円の計上と、複合機 3 台の追加の上、今年度から庁内でのコピー代を総務課で一括処理していますが、当初見込みより不足が生じたため印刷製本費 40 万 4 千円の増額です。訴訟行為委託料は、訴訟委任報酬金として 203 万 5 千円の計上です。

小豆地区広域行政事務組合負担金は、額の確定により 149 万 2 千円の減額です。

続いて、人事給与事務費は、コロナの影響による旅費 10 万円の減額です。消耗品費は、コロナの影響による感染拡大を考慮し、職員用コロナウイルス抗原検査キット 400 個分 44 万円の計上であります。全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降、「コロナ臨交金」と申します。を充当いたします。委託料 9 万 4 千円は、生涯学習課職員分のストレスチェック経費を移管することによる減額です。

続いて、職員研修費は、コロナの影響による減額です。

6 目 財産管理費の土庄町庁舎建設事業は、請負差金による 406 万 4 千円の減額です。

続いて、旧土庄高校 3 号館校舎改修事業は、全体工事は来年度に繰り越しいたしますが、2 階の放課後子ども教室を 4 月 1 日から供用開始するため、仮設の防火壁設置および仮使用による電気工事等の設計変更により 272 万 8 千円の増額です。

財源として、国庫補助金 1816 万 2 千円を充当いたします。

7 目 企画費の移住交流推進事業は、コロナの影響および実績見込みにより 1389 万 2 千円の減額です。

32 ページ、33 ページにまいります。

続いて、地域公共交通活性化・再生総合事業は、コロナの影響によりオーリーブバス利用客の減に伴い、当初見込みより運行収益が減額となること等から 476 万 9 千円の増額です。

続いて、豊島地区シャトルバス運行事業は、燃油価格高騰による燃料費 11 万 9 千円の増額です。

続いて、地域生活交道路線運行事業は、コロナの影響によりオーリーブバス利

用客数の減に伴い、当初見込みより運行収益が減額となること等から 310 万円の増額です。

続いて、ふるさと納税推進事業は、12 月補正以上に寄付額が伸びたことにより 2908 万 9 千円の増額です。なお、今年度の 3 月末までの寄附金見込み総額は、申し込みベースで 3 億 4066 万 4 千円となっています。

8 目 交通安全対策費の交通安全対策事業は、実績見込みにより 2 万円の減額です。

12 目 高度情報化推進費の行政情報システム管理事業は、5 年前に香川県が中心となり各市町が共同利用しているセキュリティクラウドサービスの更新時期にあたり、各市町の負担金が確定したことにより 157 万 4 千円の計上でありませ

す。

34 ページ、35 ページの上段にまいります。

2 款 総務費、3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費は、基幹システムの移行に伴い、作業関係経費が減額になったことにより、126 万 3 千円の減額です。

続いて、個人番号カード交付事業は国が基準を策定し、地方公共団体情報システム機構が当該基準に適合した個人番号カード関係システムを構築するにあたり、処理能力を充実させるため委託料 157 万 3 千円の増額です。全額国費を充当いたします。また、会計年度任用職員の手当の精算でございます。

続いて、マイナンバー戸籍・住基システム整備事業は、戸籍システム符号取得関連作業が来年度実施となり、委託料 39 万 6 千円の皆減でございます。また、戸籍システム副本全件送信作業委託料は、請負差金による減額です。次の、住民記録システム改修委託料は、令和 4 年度に実施予定でありましたが、サービス開始に向け早期に改修できるよう国の補正がなされ、3 月補正にて対応するものであります。事業内容としましては、マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るもので 682 万 2 千円の計上です。全額国費を充当いたします。

下段にまいります。

4 項 選挙費、3 目 土庄町大部財産区議会議員選挙費は、無投票となったことにより 217 万 4 千円の減額です。

36 ページ、37 ページの上段にまいります。

6 項 監査委員費、1 目 監査委員費の監査事務費は、コロナの影響により研修会等へ参加できなかったため、旅費 24 万 9 千円の減額です。

下段にまいります。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の民生委員活動費は、コロナの影響による費用弁償の減額 8 万円です。

続いて、いこいの家維持管理費は、請負差金による減額 6 万円です。

続いて、地域福祉計画策定事業は、計画策定業務委託の請負差金 250 万円の減額です。

2 目 高齢者福祉費の介護保険事業は、決算見込みにより介護保険事業特別会計繰出金 96 万 1 千円の減額です。

続いて、福祉サービス事業は、決算見込みにより福祉サービス事業特別会計繰出金 114 万 2 千円の減額です。

続いて、介護職員養成事業は、実績見込みにより 37 万 1 千円の減額です。

3 目 障害者福祉費の障害者医療費給付事業は、令和 2 年度の国庫負担金と令和元年度の国庫および県費負担金の超過交付返還のため 113 万 6 千円の計上があります。

続いて、障害者自立支援給付事業は、自立支援給付が実績見込みにより 1063 万円の増額です。また、昨年度の国庫負担金の超過交付返還のため 294 万 3 千円の計上であります。

続いて、地域生活支援事業は、障害者支援区分認定事業の小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 5 万 4 千円の減額です。

38 ページ、39 ページにまいります。

続いて、心身障害者等医療費支給事業は、支給件数が増加したことにより 184 万 3 千円の増額です。

4 目 国民年金費の国民年金事務費は、委託料について基幹システム移行による電算委託料 18 万 4 千円の減額です。また、精算報告に伴う令和 2 年度国庫委託金の返還金 4 万 6 千円の計上であります。

5 目 人権対策推進費の人権対策推進事務費は、コロナの影響により行事が中止となったため 4 万 5 千円の減額です。

続いて、人権対策推進事業も同様で、講演会等に係る旅費 16 万 8 千円の減額です。

6 目 隣保館運営費の隣保館運営事業も同様で、行事等に係る経費 8 万 9 千円の減額です。

続いて、隣保館維持管理費は、請負差金による 9 千円の減額です。

7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、決算見込みにより 400 万 3 千円の増額であります。

8 目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業は、広域連合の決算見込みにより 206 万 1 千円の減額であります。

40 ページ、41 ページにまいります。

2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の障害児通所支援事業は、令和 2 年度の国庫負担金超過交付返還金 102 万 3 千円の計上であります。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付事業は、事業費確定により 195 万円の減額です。充当財源の国費も同額減額します。

2 目 児童措置費の児童手当支給事業は、事業費確定により 818 万円の減額です。

続いて、令和 2 年度子育て世帯臨時特別給付金支給事業は、事業費確定に伴う国庫補助金返還金 49 万円の計上であります。

4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業は、私立保育所運営負担金と町外公立保育所運営負担金の児童数が確定したことなど事業費確定により、合わせて 1462 万 8 千円の減額です。

なお、運営負担金において、国のコロナ克服、新時代開拓のための経済対策における保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業による事業単価を基に 46 万 5 千円を増額いたしています。全額国費が充当されます。さらに、令和 2 年度分の国庫補助金精算に伴う返還金 3 万 3 千円を計上いたしております。

続いて、私立認定こども園運営事業は、「せいけんじ」こども園の給付費負担金の精算により 1575 万 7 千円の減額です。

5 目 子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業は、会計年度任用職員 1 名の途中退職に伴う報酬および職員手当等 169 万 6 千円の減額です。報償費は、コロナの影響による減額、旅費および役務費は、実績見込みによる減額であります。かがわ健康福祉機構研修会負担金は、コロナの影響による減額です。国庫補助金返還金は精算に伴う令和 2 年度分の返還金 102 万 4 千円の計上であります。

7 目 児童館運営費の児童館運営事業は、コロナの影響により中止となった研修会等に係る旅費 3 万 2 千円の減額です。

続いて、児童館維持管理費は、すべて請負差金による減額であります。

42 ページ、43 ページの上段にまいります。

8 目 少子化対策費の特定不妊治療費助成事業は、制度拡充により申請者が増えたことに伴い、30 万 4 千円の増額です。

続いて、子ども・子育て支援事業は、コロナの影響により会議を書面開催にしたことにより 4 万 8 千円の減額です。

9 目 こども園費の職員給与費は、こども園において休日出勤した際は、これまで基本的に代休処理しておりましたが、代休を確保することが難しいため、時間外支給することにより、129 万 9 千円の増額および精査による共済費 103 万 4 千円の減額です。

続いて、公立認定こども園運営事業は、令和 2 年度に受け入れた国庫補助金

の返還金 7 万 2 千円の計上であります。

続いて、四海こども園建設事業は、工事請負差金 434 万 3 千円の減額であります。

10 目 放課後児童クラブ費の放課後児童健全育成事業は、運営費委託料において国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業による事業単価を基に 15 万 4 千円を増額いたします。全額国費が充当されます。また、令和 2 年度国庫負担金の返還金 163 万 2 千円の計上であります。

下段にまいります。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の保健衛生事務費は、成人健診システム改修等において、国の仕様変更により委託料が 56 万 1 千円の減額です。また、小豆地区広域行政事務組合負担金は、精算により 2 万 6 千円の減額です。

続いて、健康づくり推進事業は、コロナの影響により、健康づくり推進協議会が開催できなかったため、会議費用 6 万 8 千円の皆減であります。

44 ページ、45 ページにまいります。

続いて、修学資金貸付事業は、実績見込みにより 54 万円の減額であります。

続いて、離島救急輸送事業は、患者輸送に係る補助金の実績見込みにより 70 万 2 千円を増額であります。

2 目 予防費の予防接種事業は、接種事業委託料の実績見込みにより 389 万 7 千円の減額です。また、クーポン発行委託料は、国のスキームにより、来年度の風しん接種のクーポン券を今年度中に作成することとなり、51 万 8 千円を増額をいたしております。また、国庫補助金の返還金は精査により 5 千円の計上です。

続いて、がん検診事業は、コロナの影響により受診者数が減少し、実績見込みにより 303 万 1 千円の減額です。

続いて、狂犬病予防事業は、実績見込みにより 9 万 7 千円を増額であります。

続いて、母子保健事業は、コロナの影響により、子どもの出生数および妊産婦の健診も大幅に減少したことにより健診委託料が 426 万 4 千円、妊婦健康診査助成金が 51 万 8 千円のそれぞれ減額です。また、令和 2 年度の国庫補助金精算による返還金 40 万 8 千円を計上いたしております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業は、実績見込みにより 591 万 3 千円の減額です、

46 ページ、47 ページにまいります。

3 目 環境衛生費の生活環境整備事業は、実績見込みにより 3 万 6 千円の減額です。

続いて、合併浄化槽設置補助事業は、実績見込みにより 961 万 8 千円の減額です。

続いて、使用済自動車輸送費助成事業は、実績見込みにより 1 万 7 千円の減額です。

続いて、環境対策事業は、実績見込みにより 6 万 9 千円の減額です。

続いて、太陽光発電設備設置補助事業は、実績により 32 万円の減額です。

続いて、老朽危険空き家対策事業は、コロナの影響により、対策協議会が開催できず、報酬および旅費合わせて 8 万 4 千円の減額、また、事業費確定により実態調査委託料 95 万 7 千円の減額です。

続いて、二酸化炭素排出抑制対策事業は、太陽光設備整備調査委託を実施しなかったため 100 万円の皆減でございます。

4 目 診療所費の病院事業は、小豆島中央病院企業団への基準内繰出分として事業費確定により 44 万 9 千円の減額です。

5 目 斎場管理費の斎場運営事業は、請負差金による減額 5 万 5 千円でありませぬ。

続いて、斎場維持管理費は、簡易公衆電話廃止に伴う役務費 3 万 3 千円の減額、火葬炉保守委託料は、豊島斎場閉鎖に伴い 9 万 4 千円の減額、残骨灰処理委託料および火葬炉操作盤更新工事は、請負差金による減額であります。

48 ページ、49 ページの上段にまいります。

2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、指定ごみ袋の購入実績により 259 万円の減額、小豆地区広域行政事務組合負担金の精算により 52 万 3 千円の減額です。

3 目 し尿処理費の御影浄苑運営事業は、長寿命化総合計画策定委託および地域計画策定業務委託の請負差金により 605 万 4 千円の減額であります。

続いて、御影浄苑維持管理費は、脱離液攪拌装置が故障し、緊急を要するため施設修繕費 200 万円を増額いたしております。委託料は、すべて請負差金による減額であります。

中段にまいります。

3 項 水道費、1 目 水道事業費の水道事業は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 1 千円の減額、香川県広域水道企業団土庄事務所出資金は精算により 580 万円の減額であります。

下段から 50 ページ、51 ページにかけまして、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、1 目 農業委員会費の農業委員会事務費は、農地利用最適化推進委員に 1 名欠員が出たことにより委員報酬 9 万 6 千円の減額、農地台帳システムの更新作業について、現職員で対応できたため会計年度任用職員報酬および費用弁償、

合わせて 27 万 9 千円の皆減でございます。

続いて、農地集積支援事業は、実績見込みによる 12 万 4 千円の増額であります。

2 目 農業総務費の農業集落排水事業は、農業集落排水事業特別会計繰出金が 24 万 5 千円の減額であります。

3 目 農業振興費の農業振興事務費は、一昨年小豆島町で開催されましたオリーブサミットが、昨年は新型コロナウイルス感染拡大により中止となり、今年は 3 月 5 日、6 日、鹿児島県日置市で開催されることになっております。その参加旅費 5 万 6 千円の計上であります。

続いて、食の安全・安心確保事業は、実績見込みにより 7 万 1 千円の減額です。

続いて、有害鳥獣被害防止対策事業は、頭数の減少傾向とヌートリア捕獲報酬単価を見直したことに伴う報酬が 122 万 9 千円の減額です。その他につきましては、実績見込みによる減額です。

続いて、中山間地域等直接支払推進事業は、節の組み替えです。それに伴い、財源も県費充当から一般財源に変更いたしております。

続いて、豊島食プロジェクト推進事業は、豊島の地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより 518 万 5 千円の減額です。

52 ページ、53 ページにまいります。

続いて、経営所得安定対策等推進事業は、事業費確定により 2 万 6 千円の減額です。

続いて、棚田地域等保全活動支援事業も事業費確定により 20 万円の減額です。

続いて、農業振興事業も実績見込みにより 205 万円の減額です。

4 目 畜産業費の小豆島オリーブ牛振興事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより 65 万 7 千円の減額です。

5 目 農地費の農地一般事業は、負担金につきまして事業費増に伴う特別賦課金の増額、単県土地改良事業嵩上補助金は、事業精算に伴う減額、土地改良施設維持管理適正化事業補助金は工事費増に伴う増額であります。

続いて、県営土地改良事業は、県営負担金でございますが、県営事業の事業費の増に伴う負担金 263 万 1 千円の増額となっております。

続いて、多面的機能支払交付金事業は、事業内容変更による節の組み替えをいたしております。それに伴い、財源も県費充当から一般財源に変更となっております。

54 ページ、55 ページの上段にまいります。

続いて、ため池ハザードマップ支援事業は、請負差金による 2 万 2 千円の減額です。

中段にまいります。

2項 林業費、1目 林業振興費の造林事業は、単県事業が不採択となったことにより245万4千円の減額です。

続いて、大部財産区事業は、事業の一部が取りやめになったことに伴う、大部財産区特別会計繰出金146万8千円の減額をいたしております。

続いて、林業振興推進事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより67万2千円の減額です。

下段にまいります。

3項 水産業費、1目 水産業振興費の水産振興事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより127万6千円の減額です。

56ページ、57ページの上段にまいります。

3目 漁港建設費の町単漁港改良事業は、9月補正で県営港湾整備事業により直島の浮棧橋を家浦港に移設するにあたり、県から1基を唐櫃漁港に移設する浮棧橋移設工事の議決をいただきましたが、その後唐櫃漁協と協議した結果、移設しないこととなりました。それを受けて、北浦漁協からこの浮棧橋を移設整備したいとの話があり、修繕のうえ見目漁港までえい航する費用82万4千円の計上をいたしております。それと、9月補正の工事請負費1531万1千円の皆減いたしております。

また、委託料は、請負差金により126万円の減額です。

下段にまいります。

7款 商工費、1項 商工費、2目 商工業振興費の商工業振興事務費は、コロナの影響による報償費4万円の減額です。

続いて、商工業振興団体助成事業は、コロナの影響により関連経費が減となったことに伴う負担金および補助金の減額、合わせまして1808万4千円となっております。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応プレミアム付商品券事業は、事業実績の見込みによりまして、1275万3千円の減額です。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策営業継続応援金事業は、補助金対象者が増える見込みとなり、155万円を増額いたしております。財源として、コロナ臨交金140万5千円を充当いたします。

3目 観光費の観光事務費は、精算に伴う43万4千円の減額です。

続いて、観光団体・イベント助成事業は、58ページ、59ページにかけまして、コロナの影響により近県中学校柔道錬成小豆島大会補助金は、開催中止による減額、小豆島霊場協会補助金は、看板設置・修繕等に関する補助金について、事業見込みがない部分10万円の減額、また、関連経費が減となった小豆島北部みらい補助金は303万9千円の減額、さらに、観光客の減少に伴い入湯税収入

が減少しているため、基金積立金 579 万 9 千円の減額でございます。

続いて、レンタサイクル貸し出し事業は、コロナの影響により利用者が大幅に減少したことに伴い 30 万円の減額です。

続いて、地域資源活性化事業は、地域おこし協力隊および地域おこし企業人に係る活動経費およびプロモーション事業委託の実績見込み、コロナの影響によるフラ・フェスティバル関連経費の減により、432 万 1 千円の減額でございます。

続いて、小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業は、コロナの影響により報償費および旅費 14 万 8 千円の減額と事業費確定による使用料および賃借料 30 万円の減額です。

続いて、日本遺産推進事業は、実績見込みによる旅費と需用費の減額、コロナの影響により中止となった石の島クルージングに係る経費 128 万 5 千円の皆減でございます。また、重岩調査委託料の請負差金による 59 万 4 千円の減額いたしております。

60 ページ、61 ページの上段にまいります。

続いて、雲仙市交流事業は、コロナの影響により行事が中止されたため 27 万 8 千円の皆減です。

中段にまいります。

8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費の宅地造成事業は、決算見込みにより宅地造成事業特別会計繰出金が 103 万 9 千円の減額です。

下段にまいります。

2 項 道路橋りょう費、2 目 町道新設改良費の町道新設改良事業は、要鉄川西線改良工事が 325 万 4 千円の減額です。庁舎前の交差点部分において、県が工事をする事になったためでございます。

続いて、県営道路橋りょう整備事業は、事業費精算により 1148 万 6 千円の減額です。

続いて、社会資本交付金事業（沖之島離島架橋）は、事業進捗内容に伴う節の組み替えをいたしております。

62 ページ、63 ページの上段にまいります。

続いて、単県道路改良事業は、請負差金による 79 万円の減額です。

続いて、道路メンテナンス事業（橋りょう長寿命化）の委託料は、請負差金による 44 万 6 千円の減額です。また当初、来年度予算に事業執行予定でしたが、国の補正により早期に事業着手することができたため、橋りょう 4 カ所の修繕工事費 1045 万円を計上いたしております。国費が 636 万円措置されます。

中段にまいります。

3 項 河川費、1 目 河川総務費の県営河川海岸整備事業は、県営事業において、

千軒海岸の嵩上げ工事をすることになったため負担金 20 万 7 千円を増額いたしております。

続いて、県営急傾斜地崩壊対策事業は、事業費確定により 80 万円の減額です。

下段にまいります。

4 項 港湾費、2 目 港湾建設費の県営港湾整備事業は、当初予算において事業費を減額して予算化していたところ、県予算がついたため 3206 万 2 千円の追加計上いたしております。

続いて、単県港湾改良事業は、事業費確定により 46 万 1 千円の減額です。

64 ページ、65 ページの中段にまいります。

5 項 都市計画費、1 目 都市計画総務費は、事業の進捗内容に伴う財源更正をいたしております。

3 目 下水道建設費の社会資本交付金事業（大谷ポンプ場新設・下水道長寿命化）は、事業の進捗内容に伴う節の組み替えをいたしております。

下段にまいりまして、6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の民間建築物耐震対策支援事業は、実績見込みにより 170 万円の減額です。

続いて、民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、実績見込みが 5 件分となり不用額 20 万円を減額しております。

続いて、社会資本交付金事業（住宅改修）は、設計・監理・移転委託料の精算により 241 万 8 千円の減額、工事請負差金 1500 万円の減額です。また、充当財源の国庫補助金 964 万 5 千円を減額しております。

66 ページ、67 ページの上段にまいります。

2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費は、行者原住宅 1 棟においてガス漏れが発生しているため、配管修繕として 8 万 1 千円の増額です。また、役務費は請負差金による 11 万 4 千円の減額です。

続いて、社会資本交付金事業（行者原住宅建替）は、請負差金による 44 万 1 千円の減額です。

下段にまいります。

9 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費の常備消防事務費は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 232 万 5 千円の増額です。

2 目 非常備消防費の職員給与費は、コロナの影響により県消防操法大会が中止となったため、訓練に伴う消防職員の時間外手当 47 万 8 千円を減額いたしております。

続いて、非常備消防事務費は、コロナの影響により豊島地区訓練、県消防操法大会、女性消防団活性化大会が中止となったことにより 42 万 7 千円の減額です。

続いて、消防団運営事業は、コロナの影響により規模縮小となった出初式の

謝礼、中止となった県消防操法大会に係る団員旅費、豊島分団 B 型肝炎ワクチン等接種手数料、合わせまして 500 万 2 千円を減額いたしております。

68 ページ、69 ページの上段にまいります。

続いて、消防団施設維持管理費は、コロナの影響により県消防操法大会が中止となったことによる関連経費 65 万 7 千円の減額です。

4 目 災害対策費の災害対策事業は、実績による委員報酬および旅費 9 万 4 千円の減額、コロナの影響により開催できなかった防災訓練に係る費用 21 万 3 千円を減額するとともに、備蓄物資購入経費および補助金を実績・見込により減額をいたしております。

下段にまいります。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、1 目 教育委員会費の教育委員会運営費は、コロナの影響による旅費 9 万 6 千円の減額です。

2 目 事務局費の教育総務事務費は、中途採用になった教職員 1 名分と生涯学習課職員分のストレスチェック経費を移管することにより 12 万 1 千円の増額、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 2 千円の減額です。

続いて、就学・就園助成事業は、事業精算見込みに伴い 100 万円の減額です。

続いて、学術・スポーツ・文化活動等助成事業は、コロナの影響により教育文化祭が中止となったことから補助金 19 万 8 千円の減額です。

続いて、奨学資金貸付事業は、実績により 120 万円の減額です。

70 ページ、71 ページの中段にまいります。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校運営事業は、災害共済給付の実績見込みにより 10 万円を増額いたしております。

2 目 教育振興費の教育振興事業は、コロナの影響により、神戸防災センターへの視察体験学習が中止となったため、池西正輝教育振興補助金 100 万円が皆減となり、扶助費は要・準要保護児童援助費の対象児童の確定により 100 万円の減額であります。

下段にまいりまして、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校運営事業は、災害共済給付の実績見込みにより 40 万円の減額をいたしております。

2 目 教育振興費の教育振興事業は、コロナの影響により事業が中止になったことによる補助金および積立金 200 万円の減額です。

72 ページ、73 ページにまいります。

4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の社会教育事務費は、コロナの影響により生涯学習事業の実施回数が減少したことによる謝礼の減額 27 万円でありませ

ず。続いて、社会教育振興事業は、各施設の使用料収入が当初見込みより増えたことに伴い、基金積立金 220 万 5 千円の増額です。

続いて、自主事業運営事業は、コロナの影響により実施できなかった各種行事に係る経費 228 万円の減額です。

続いて、文化財保護事業は、当初浄源坊のウバメガシの被害を想定しておりましたが、被害がなかったことによる委託料 16 万 5 千円の皆減です。文化財環境整備事業補助金は、小馬越自治会の救世堂（ぐぜどう）の屋根修繕に対する補助を見込んでおりましたが、事業実施できないとの回答がございまして、60 万円の皆減をいたしております。

続いて、地域学校協働活動推進事業は、当初報酬を計上していましたが、ボランティアとしての活動となりまして、10 万円の皆減でございます。

2 目 公民館費の公民館運営事業は、コロナの影響により各講座等が開催中止になったことによる講師等謝礼の減額 34 万円です。

続いて、公民館維持管理費は当初中央公民館の非常用発電機オイルタンク修繕を実施予定でしたが、発電機本体が故障したため修繕費を皆減し、本体の故障については、来年度当初予算に計上いたしております。

3 目 少年育成センター費の少年育成センター事業は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 26 万 7 千円の減額です。

5 目 人権教育費の人権教育事務費は、コロナの影響により中止となった生け花教室に係る運搬料 2 万 1 千円の皆減です。

続いて、教育集会所維持管理費は、請負差金による 8 千円の減額です。

続いて、人権フェスタ運営事業は、報償費および役務費についてコロナの影響に伴う不用額の減額、需用費については、請負差金による減額です。

74 ページ、75 ページの上段にかけまして、人権研修啓発事業は、コロナの影響により中止となった講演会等に係る経費 31 万 5 千円の減額です。

続いて、男女共同参画社会推進事業は、実績見込みにより 5 万 3 千円の減額です。

続いて、学力向上総合推進事業は、コロナの影響により中止となった講演会等経費 57 万 3 千円の減額です。

下段にまいります。

5 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費の保健体育推進事業は、コロナの影響により各種行事が中止となったため、関係経費 251 万 3 千円の減額です。

続いて、ホストタウン交流事業は、マルタ共和国選手団等を受け入れ交流事業を行う予定でしたが、コロナの影響でマルタ共和国から中止の申し入れがあり、事業が中止になったことから、これに伴い 1265 万 7 千円の減額いたしております。

76 ページ、77 ページの上段にかけまして、2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター運営事業は、請負差金による 275 万円の減額です。

3目 体育施設費の体育施設維持管理費は、コロナの影響により総合会館の電気料および水道料が実績見込みにより186万円の減額です。

1ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、1億5,629万1千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと105億3909万5千円となります。

次に、第2条、繰越明許費については8ページ、第2表のとおり27事業でございまして。

次に、第3条、地方債の補正については9ページ、第3表のとおり19事業について変更いたしております。

81ページをお開きください。

議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして90ページ、91ページをお願いします。

2款 1項 1目の一般被保険者療養給付費事業から、92ページ、93ページの8款 1項 1目の返還金事業までは決算見込み、または確定通知等から8501万6千円を減額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、8501万6千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと19億4407万7千円となります。

95ページをお開きください。

議案第3号 令和3年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして104ページ、105ページをお願いします。

2款 1項 1目の一時借入金利子は、額確定により64万2千円の減額です。

続いて、3款 1項 1目の前年度繰上充用金は、額の確定により39万7千円の減額です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は103万9千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと7855万5千円となります。

続いて、107ページをお開きください。

議案第4号 令和3年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして116ページ、117ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目 一般管理費は、間伐代収入の増額に伴う財源更正でございます。続いて、2 目の財産管理事業は、報酬および施設修繕費の減額、財産区としての保険更新を取りやめたことによる役務費の減額、財政調整基金積立金の額の確定により 1 千円の増額であります。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 130 万 1 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと、261 万 6 千円となります。

119 ページをお開きください。

議案第 5 号 令和 3 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 128 ページ、129 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理事業は、委託料の請負差金により 25 万円の減額です。

続いて、2 款 1 項 2 目の長期債償還利子は、今年度の資金借り入れにおける利率の入札をしたところ、当初予算見積をした際の利率よりも高くなったことにより 5 千円を増額いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 24 万 5 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 2276 万 9 千円となります。

131 ページをお開きください。

議案第 6 号 令和 3 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 140 ページ、141 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理事業は、決算見込みによる報酬、需用費、役務費の増減、また、小豆地区広域行政事務組合負担金の事業精算により 96 万 1 千円の減額となり、それに伴い、一般会計繰入金も同額の減額をいたしております。

続いて、地域密着型サービス等整備事業は、当初小豆島老人ホームのプライバシー設備改修事業に対する補助を予定しておりましたが、事業を実施しないこととなったため 792 万 7 千円を減額いたします。それに伴い、県補助金も同額、減額をいたしております。

下段にまいりまして、2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付費から 144 ページ、145 ページの 6 款 1 項 1 目の償還金までにおきまして、決算見込み、または確定通知等から財源組み換えも含めそれぞれ増減し、6552 万 1 千円を増額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、5663 万 3 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 21 億 7276 万円となります。

147 ページをお開きください。

議案第 7 号 令和 3 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 156 ページ、157 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の介護予防支援事業費の職員給与費は、職員 1 名が 12 月末で退職したことにより 114 万 2 千円の減額です。それに伴い、一般会計繰入金と同額減額いたしております。

下段にまいります。

2 款 2 項 1 目の訪問介護サービス事業費から 158 ページ、159 ページの 3 款 1 項 1 目 障害者等居宅介護サービス事業費までにおいて、国のコロナ克服、新時代開拓のための経済対策における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による会計年度任用職員の 2 月、3 月の手当引き上げにより 8 万 6 千円を増額いたしております。

以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は、105 万 6 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 8618 万 3 千円となります。

161 ページをお開きください。

議案第 8 号 令和 3 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 170 ページ、171 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目の広域連合分賦金は、広域連合の決算見込みにより保険料負担金 191 万 4 千円の増額、保険基盤安定負担金 206 万 1 千円の減額をいたしております。

以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は 14 万 7 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 2 億 5869 万 9 千円となります。

令和 3 年度各会計の補正予算の説明は以上でございます。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩します。再開は、12 時 30 分とします。

休 憩 午後 0 時 25 分

再 開 午後 0 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

先ほどの続きの説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは引き続き、令和 4 年度各会計当初予算に係る議案の説明をさせていただきます。

別冊の令和 4 年度一般・特別会計当初予算書、ならびに会計別当初予算額調、この 2 点に基づき説明させていただきます。

まず、薄い一般・特別会計当初予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 9 号でございます。令和 4 年度土庄町一般会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 92 億 2800 万円と定めております。

これは、対前年度比 5.8%の減、5 億 6600 万円の減額となっております。

第 2 項で、2 ページから 6 ページの第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、7 ページ、第 2 表 債務負担行為のとおり、都市計画区域整備事業に対する債務保証の期間、限度額を定めております。

第 3 条で、8 ページ、第 3 表 地方債のとおり、本年度予定している主要事業 37 件の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 4 条で、一時借入金の借入最高額を、7 億円と定めております。

第 5 条で、歳出予算のうち人件費の同一款内での流用を定めております。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきましては、令和 4 年度会計別当初予算

額調で説明させていただきます。こちらの薄いものでございます。予算額調の 2 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1 款 町税につきましては、前年度より 955 万 5 千円減の 14 億 3736 万 6 千円となっております。

6 款 法人事業税交付金は、764 万 3 千円の増の 2900 万円となっております。

7 款 地方消費税交付金は、760 万円増の 3 億 1000 万円となっております。

9 款 地方特別交付金は、5456 万 4 千円減の 240 万円となっております。

10 款 地方交付税は、2 億円の増の 32 億 5000 万円となっております。

14 款 国庫支出金は、8864 万 1 千円の増の 9 億 7577 万 5 千円となっております。

15 款 県支出金は、3083 万円の増の 5 億 2533 万 4 千円となっております。

16 款 財産収入は、525 万 9 千円減の 1512 万 9 千円となっております。

17 款 寄附金は、9630 万円の増の 3 億 3935 万 8 千円となっております。

18 款 繰入金は、3 億 9907 万 3 千円減の 6 億 6284 万 1 千円となっております。

20 款 諸収入は、2000 万 6 千円の増の 3 億 286 万 8 千円となっております。

21 款 町債は、5 億 5780 万円減の 9 億 9250 万円となっております。

歳入の各項目におきまして、増減がございますが、調整後の歳入総額を 92 億 2800 万円としております。

次に 3 ページをご覧ください。

歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明いたします。

1 款 議会費は、719 万 5 千円減の 8106 万 2 千円となっております。

2 款 総務費は、5 億 4610 万円減の 15 億 9362 万 1 千円となっております。

3 款 民生費は、1 億 7460 万 3 千円減の 21 億 4658 万 8 千円となっております。

4 款 衛生費は、2709 万 1 千円の増の 11 億 4206 万円となっております。

5 款 労働費は、85 万 7 千円減の 3013 万 1 千円となっております。

6 款 農林水産業費は、1314 万 8 千円減の 3 億 20 万 8 千円となっております。

7 款 商工費は、1402 万 3 千円の増の 2 億 6797 万 4 千円となっております。

8 款 土木費は、4666 万 5 千円の増の 12 億 5908 万 7 千円となっております。

9 款 消防費は、1353 万 7 千円の増の 4 億 2810 万 2 千円となっております。

10 款 教育費は、1405 万 4 千円の増の 7 億 729 万 1 千円となっております。

12 款 公債費は、6053 万 3 千円の増の 12 億 6437 万 6 千円となっております。

以上で、令和 4 年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、予算書の 9 ページにお戻りください。

議案第 10 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 2637 万 2 千円と定めております。対前年度比は、5.1%減、1 億 455 万 5 千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の借入最高額を2億円と定めております。

第3条で、歳出予算のうち人件費ならびに保険給付額に係るそれぞれの同一款内での流用を定めております。

次に、13ページをお開きください。

議案第11号 令和4年度土庄町港湾整備事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3466万円と定めております。対前年度比は、18.4%減、780万7千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の借入最高額を4240万円と定めております。

次に、17ページをお開きください。

議案第12号 令和4年度土庄町宅地造成事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4573万3千円と定めております。対前年度比は、42.5%減、3386万1千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の借入最高額を7950万円と定めております。

次に、21ページをお開きください。

議案第13号 令和4年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ421万2千円と定めております。対前年度比は、7.5%の増、29万5千円の増となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を390万円と定めております。

次に、25ページをお開きください。

議案第14号 令和4年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1886万1千円と定めております。対前年度比は、18.0%減、415万3千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を390万円と定めております。

次に、29ページをお開きください。

議案第15号 令和4年度土庄町介護保険事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2009万2千円と定めており

ます。対前年度比は、1.8%減、3766万7千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の借入最高額を2億円と定めております。

第3条で、歳出予算の人件費ならびに介護給付費に係るそれぞれ同一款内での流用を定めております。

次に、33ページをお開きください。

議案第16号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8925万5千円と定めております。対前年度比は、4.0%減、368万9千円の減額となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を2000万円と定めております。

第3条で、歳出予算の人件費に係る同一款内での流用を定めております。

次に、37ページをお開きください。

議案第17号 令和4年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7766万9千円と定めております。対前年度比は、7.3%の増、1882万3千円の増となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の借入最高額を3000万円と定めております。

以上で、令和4年度の各会計当初予算に係る提案説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、お手元に令和4年3月土庄町議会定例会議案審議資料をご用意ください。

議案書の172ページ、173ページをお開きください。

議案第18号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の174ページをお開きください。

議案第 19 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例でございます。旧土庄高校 3 号館の共用開始に伴い、地方自治法第 244 条の 2 号、第 1 項の規定に基づき、土庄町多目的交流施設の設置および管理に関する条例を定めようとするものでございます。4 月 1 日からの放課後子ども教室部分の共用開始を予定しております。

次に、議案書の 175 ページから 176 ページをご覧ください。

議案第 20 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

週休日の振替等について、午前または午後の半日勤務時間の割り振り変更が行えるように本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 177 ページから 179 ページをご覧ください。

議案第 21 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 180 ページをお開きください。

議案第 22 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

福祉・介護職員処遇改善加算額の引き上げに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 181 ページをご覧ください。

議案第 23 号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例でございます。

令和 3 年度まで実施しております、土庄町教育・保育基金の終了に伴い、基金を廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案書の 182 ページをお開きください。

議案第 24 号 土庄町認定こども園条例の一部を改正する条例でございます。

四海こども園の新設・開園に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 183 ページ、184 ページをご覧ください。

議案第 25 号 土庄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町農業集落排水施設の使用料を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 185 ページから 189 ページをご覧ください。

議案第 26 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

民法改正による成年年齢の引き下げ等に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 190 ページから 192 ページをお開きください。

議案第 27 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例でございます。

新たに整備した港湾施設の使用料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。対象は、2 号吉ヶ浦緑地のオーニングでございます。

次に、議案書の 193 ページから 196 ページをご覧ください。

議案第 28 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和 3 年 4 月 13 日消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の趣旨に鑑み、消防団員の報酬等を見直すとともに、休団に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 197 ページをご覧ください。審議資料は 203 ページ、204 ページになります。

議案第 29 号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

香川県が施工する土庄港新開地区内公有水面埋立の埋立に関する工事が令和 4 年 1 月 20 日に竣功認可を受けたことに伴い、土庄町の区域に新たに土地が生じたことから、その旨を確認するため議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の 198 ページをお開きください。

議案第 30 号 字の区域の変更についてでございます。

議案第 29 号で確認した土地を所在の字に編入することにより字の区域が変更となることから、これを定めるため議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の 199 ページをご覧ください。審議資料は 205 ページになります。

議案第 31 号 財産の処分についてでございます。

王子前分譲地、土庄町字洲鼻甲 267 番 131 の 1 筆、283.75 平方メートルを 1140 万円で処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

同じ資料の 200 ページをお願いいたします。

同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。土庄町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423

条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由につきましては、現委員の浅見浩氏が令和4年3月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

本人の略歴等につきましては、記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命については、現委員の岡見珠美氏が、令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本人の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、202ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の松尾峰生氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本人の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

散会

○議長（高橋正博君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。なお、議員の皆さまはこの後、議会運営委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

散 会 午後 0 時 59 分